

## 大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「支援施設」という。）に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準」という。）第4条第1項第1号イ（2）（二）に規定する数（以下「基準人数」という。）を超えて看護職員を置く設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、障害者の安心で安全な生活を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (補助対象事業者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、本市において支援施設を設置する者で、当該支援施設に基準人数を超えて看護職員を置くものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、基準人数を超えて支援施設に配置する看護職員に係る人件費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する人件費の額とする。ただし、予算の範囲内に限る。

### (交付申請)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により提出しなければならない交付申請書は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）大津市指定障害者支援施設運営費補助金調書（別添1）

（2）収支予算書

### (交付決定通知)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

### (事情変更による取消通知等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金実績報告書（様式第6号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）大津市指定障害者支援施設運営費補助金精算書（別添2）

（2）収支決算書

（3）給与明細等（明細を記したものと含む。）の写し

（確定通知）

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（交付請求）

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付請求書（様式第8号）とする。

（一括又は分割による交付請求）

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない請求書は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付請求書（様式第9号）とする。

（取消通知）

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（返還通知）

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市指定障害者支援施設運営費補助金返還通知書（様式第11号）により行うものとする。

（帳簿の整備）

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年2月6日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付申請書

年　　月　　日

(宛先)

大津市長

法人所在地

法 人 名

代 表 者

印

(事業所名 )

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、 年度大津市  
指定障害者支援施設運営費補助金の交付について、次のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 添付書類

(1) 大津市指定障害者支援施設運営費補助金調書（別添1）

(2) 収支予算書

別添1（第5条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金調書

(単位：円)

看護師の配置に 伴う人件費 A	基準を超えた看護師の 配置に伴う人件費 B	交付基準額 C	交付申請額 D	備 考

注) 1 D欄には、B欄とC欄を比較して少ない方の額を記入すること。

2 人件費とは、給与・賃金・手当、福利厚生費（法定福利費を含む。）及び退職給付費用のことを行う。

様式第2号（第6条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日 付けで申請のあった大津市指定障害者支援施設運営費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、申請による使途以外の用途に使用してはならない。
- (2) この補助金に係る実績報告書を 年 月 日までに提出すること。
- (3) この補助金の使途について、大津市監査委員の監査を受けることがある。

様式第3号（第6条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付で申請のあった大津市指定障害者支援施設運営費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市指定障害者支援施設運営費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市指定障害者支援施設運営費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金実績報告書

年　　月　　日

(宛先)

大津市長

法人所在地

法 人 名

代 表 者 印

(事業所名 )

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった  
大津市指定障害者支援施設運営費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金
補助事業の着手年月日 及 び 完 了 年 月 日	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 大津市指定障害者支援施設運営費補助金精算書 (別添2) (2) 岁入歳出決算書 (3) 給与明細等(明細を記したもの)の写し

別添2（第8条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金精算書

(単位：円)

交付決定額 A	基準を超えた看護師の 配置に要した人件費 B	経費精算額 C	既交付額 D	差引額 E (C-D)	備 考

1 C欄には、A欄とB欄を比較して少ない方の金額を記入すること。

様式第7号（第9条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大  
津市指定障害者支援施設運営費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付  
規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 額	円

様式第8号（第10条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付請求書

年　　月　　日

(宛先)

大津市長

法人所在地

法 人 名

代 表 者 名

㊞

(事業所名 )

年　　月　　日付け大　　第　　号で交付の確定のあった大津市  
指定障害者支援施設運営費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条  
第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金	
交 付 確 定 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添 付 資 料		

様式第9号（第11条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金交付請求書

年　　月　　日

(宛先)

大津市長

法人所在地

法 人 名

代 表 者 名 ㊞

(事業所名 )

年　　月　　日付け大　　第　　号で交付の決定のあった大津市  
指定障害者支援施設運営費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条  
第2項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金		
交 付 決 定 金 額	円		
補助金を一括（分割） 請 求 す る 理 由			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店	
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義		
添 付 資 料			

様式第10号（第12条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市指定  
障害者支援施設運営費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので  
大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付（確定） 決 定 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第11号（第13条関係）

大津市指定障害者支援施設運営費補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市指定障害者支援施設運営費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日 まで
補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定障害者支援施設運営費補助金
交付決定（確定）金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。